

令和7年度 就学援助費支給額（支給時期及び金額は5月末までに申請を行った場合）

小学校 支給項目	支給金額 (年間合計)	支給予定時期及び内訳			備 考
		1学期分	2学期分	3学期分	
		7月下旬	12月下旬	3月下旬	
学用品費(全学年)	11,630 円	3,876 円	4,850 円	2,904 円	年度途中の認定・廃止は月割支給。 但し、生活保護及び他市町村との重複は不可。
通学用品費 (4月当初認定の1年生及び前年度に小学校入学準備金の支給を受けた1年生を除く)	2,270 円	756 円	950 円	564 円	
校外活動費(宿泊なし)	1,600 円以内	—	—	1,600 円以内	
校外活動費(宿泊あり)	3,690 円以内	—	3,690 円以内	—	参加者に支給。
新入学児童 学用品費等	57,060 円	57,060 円	—	—	4月当初認定の1年生のみ。(ただし、前年度に小学校入学準備金の支給を受けた方を除く。)
中学校入学準備金(6年生)	63,000 円	—	—	3月上旬 63,000 円	令和8年2月1日時点で準要保護認定を受けている又は令和8年2月2日以降準要保護認定を受けた6年生のみ。
修学旅行費(6年生)	実 費	支給額が確定され次第、随時支給			実施後、参加者に支給。
通学費(注①参照)	40,020 円以内	6ヶ月分定期代相当額を10月と3月に支給			年度途中の認定者は月割支給。
学校給食費	実 費	—	—	—	喫食実績に基づき、市から学校給食センターへ直接支払い。
卒業アルバム代等(6年生)	実 費	—	—	実費	令和8年2月1日時点で準要保護認定を受けている又は令和8年2月2日以降準要保護認定を受けた6年生のみ。
医療費(注③参照)	保護者負担分	—	—	—	市から医療機関へ直接支払い。

中学校 支給項目	支給金額 (年間合計)	支給予定時期及び内訳			備 考
		1学期分	2学期分	3学期分	
		7月下旬	12月下旬	3月下旬	
学用品費(全学年)	22,730 円	7,560 円	9,500 円	5,670 円	年度途中の認定・廃止は月割支給。 但し、生活保護及び他市町村との重複は不可。
通学用品費 (4月当初認定の1年生及び前年度に中学校入学準備金の支給を受けた1年生を除く)	2,270 円	756 円	950 円	564 円	
校外活動費(宿泊なし)	2,310 円以内	—	—	2,310 円以内	
校外活動費(宿泊あり)	6,210 円以内	—	6,210 円以内	—	参加者に支給。
新入学生徒 学用品費等	63,000 円	63,000 円	—	—	4月当初認定の1年生のみ。(ただし、前年度に中学校入学準備金の支給を受けた方を除く。)
修学旅行費(3年生)	実 費	支給額が確定され次第、随時支給			実施後、参加者に支給。
通学費 (注①参照)	80,880 円以内	6ヶ月分定期代相当額を10月と3月に支給			年度途中の認定者は月割支給。
学校給食費 (注②参照)	実 費	—	—	—	喫食実績に基づき、市から学校給食センターへ直接支払い。
卒業アルバム代等(3年生)	実 費	—	—	実費	令和8年2月1日時点で準要保護認定を受けている又は令和8年2月2日以降準要保護認定を受けた3年生のみ。
医療費 (注③参照)	保護者負担分	—	—	—	市から医療機関へ直接支払い。

※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみ該当します。

※ 全ての費目において、生活保護費及び他市町村の就学援助との重複は不可。

注① 通学費は、児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費で、片道の通学距離が小学生にあつては4km以上、中学生にあつては6km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃に基づいて、6ヶ月定期代相当額を支給します。

注② 給食費については、一旦お支払いいただき、認定後、給食センターより返金致します。

注③ 医療費で治療できる病気

結膜炎、トラコーマ、はくせん、かいせん、のうかしん、中耳炎、寄生虫病、慢性副鼻腔炎、アデノイド、虫歯(保険適用範囲)